

前橋市建設工事等前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号）に定めるもののほか、市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）に係る前金払及び当初の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる工事等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事 当初設計金額が200万円以上のもの
- (2) 測量、建設コンサルタント業務等 当初設計金額が200万円以上のもの

(前金払の割合)

第3条 前金払の割合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事 請負代金額の10分の4以内の額
- (2) 測量、建設コンサルタント業務等 委託金額の10分の3以内の額

2 債務負担行為に係る契約においては、前項中「請負代金額」又は「委託金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」又は「当該年度の履行高予定額」と読み替えて前項の規定を準用するものとする。

(前払金の使途制限)

第4条 受注者は、前払金を次に掲げる経費以外の支払いに充当してはならない。

(1) 建設工事 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができるものとする。

(2) 測量、建設コンサルタント業務等 当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(前払金の請求)

第5条 前払金の支払を請求する受注者は、請負契約締結後、請求書（前払金）に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）が発行した前払保証証書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出があったときは、当該工事担当課長がその内容を審査するものとする。

(前払金の支払)

第6条 市長は、前払金の請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る前払金を支払うものとする。

2 前払金の支払は、前払保証証書に記載された預託金融機関に対する振込により行うものとする。

(中間前金払の対象)

第7条 中間前金払の対象となる建設工事は、当初設計金額が200万円以上で、かつ、当初予定工期が90日以上のものとする。

(中間前金払の要件)

第8条 中間前金払は、次に掲げる要件の全てを満たすものについて行うことができるものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 債務負担行為に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて前項の規定を準用するものとする。

(中間前金払の割合)

第9条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前払金の支払を行った後の前払金の合計額が、請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

2 債務負担行為に係る契約においては、前項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて前項の規定を準用するものとする。

(中間前払金の使途制限)

第10条 受注者は、建設工事における中間前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払いに充当してはならない。

(中間前金払の認定)

第11条 中間前払金を受けようとする受注者は、支払の請求に先立ち、認定請求書に工事履行報告書を添えて第8条に掲げる要件の全てを満たしていることについての認定を受けなければならない。

2 前項に規定する認定請求があったときは、直ちに当該工事担当課長が審査を行い、当該認定請求を受けた日から、原則として7日以内にその認定の可否を決定し、中間前金払認定調書（様式第1号）により結果を受注者に通知するものとする。ただし、当該認定に当たり受注者からの提出資料に不備又は遅滞があったとき、その他特別の事情があるときの認定期間については、この限りでない。

（中間前払金の請求）

第12条 中間前払金の請求ができる要件を満たしていることを認定された受注者は、請求書（中間前払金）に保証事業会社が発行した中間前払保証証書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出があったときは、当該工事担当課長がその内容を審査するものとする。

（中間前払金の支払）

第13条 市長は、中間前払金の請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る中間前払金を支払うものとする。

2 中間前払金の支払は、中間前払保証証書に記載された預託金融機関に対する振込により行うものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

第14条 中間前金払と部分払の双方が対象となる建設工事においては、契約締結時に中間前金払・部分払選択届（様式第2号）により中間前払金と部分払のいずれかを選択するものとし、当該選択届提出後の変更は、認めないものとする。

2 前項において中間前金払を選択した場合に、債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度における出来高部分の額が予定額に達した際には、その年度の支払限度額の範囲内で部分払をすることができるものとする。

（前払金又は中間前払金の端数処理）

第15条 前払金又は中間前払金（以下「前払金等」という。）に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（前払金等の返還）

第16条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合、前払金等の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 受注者が前払金等を使用制限で定められた経費以外の支払に充てたとき。

(2) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。

(3) 当該工事等の契約を解除したとき。

（遅延利息）

第17条 前条の規定により前払金等を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項

の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 前橋市建設工事等前払金取扱要領（平成10年3月30日伺定め）は廃止する。

様式第1号（第11条関係）

中間前金払認定調書

年 月 日

様

前橋市長

印

下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを認定します。

記

| | | |
|-------|----|-------|
| 工事名 | | |
| 工事場所 | | |
| 工期 | 着工 | 年 月 日 |
| | 完成 | 年 月 日 |
| 請負代金額 | 円 | |
| 摘要 | | |

（宛先）前橋市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者の氏名

中間前金払 ・ 部分払 選択届

中間前金払
下記工事については、 を選択します。
部分払

記

| | |
|-----------|-----------------|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 契 約 年 月 日 | 年 月 日 |
| 請 負 代 金 額 | 円 |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで |

| |
|--|
| 発行責任者及び担当者 ・発行責任者 (電話番号) ・担 当 者 (電話番号) |
|--|

- (注) 1 中間前金払または部分払のどちらか一方を選択してください。
2 契約締結後は、選択した支払方法の変更はできません。

